

こども計画策定の経緯等について

- 令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、国はこども施策（※）を総合的に推進するため、これまで個別に策定した「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」を「こども大綱」に一元化。

※「こども基本法」第2条第2項

この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

- 県は「こども大綱」を踏まえ、「こども大綱」に関連する現行の県計画（※）を「福岡県こども計画」に一本化。計画は令和6年度中に策定し、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする。

※こども大綱に関連する現行の県計画

- ・ 青少年健全育成総合計画
- ・ 子どもの貧困対策推進計画
- ・ 子ども・子育て応援総合プラン（個別計画としての社会的養育推進計画を含む）

- これに伴い、既存の諮問機関を統合した「福岡県こども審議会」を令和6年度から設置。（令和6年3月26日福岡県条例第十三号「福岡県こども審議会条例」）
- 県のこども施策は、結婚、出産、子育て支援からこどもの健全育成、若者の就労支援等、多岐に渡っており、こども審議会では、これらの施策を一体的に議論する必要があることから、審議会に3つの専門委員会を設置。（令和6年7月12日第1回こども審議会）

計 画

諮 問 機 関

福岡県青少年健全育成総合計画
(子ども・若者計画)

福岡県子どもの貧困対策推進計画
(子どもの貧困対策推進計画)

ふくおか子ども・子育て応援総合プラン
(子ども・子育て支援事業支援計画)
(次世代育成支援行動計画)
(自立促進計画)
(母子保健計画)

福岡県社会的養育推進計画
(社会的養育推進計画)
※子ども・子育てプランの個別計画

福岡県青少年問題協議会

福岡県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
(子どもの貧困対策の推進に関する部会)

福岡県子ども・子育て会議

ふくおか出会い・子育て応援協議会

福岡県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
(施設入所児童権利擁護部会)

一本化

子ども・子育て会議条例を全部改正して設置

福岡県子ども計画

※計画期間：令和7年度～令和11年度
※議決計画となることを想定

(位置づけ)

- 県子ども計画
- 子ども・子育て支援事業支援計画
- 次世代育成支援行動計画
- 自立促進計画
- 成育医療等に関する計画
- 子どもの貧困対策推進計画
- 社会的養育推進計画
- 子ども・若者計画

福岡県子ども審議会
(本体会議)

(位置づけ)

- 子ども基本法第13条
- 地方青少年問題協議会法第1条
- 子ども・子育て支援法第72条
- 次世代育成支援対策推進法第21条

認定子ども園部会

青少年育成支援専門委員会

子ども福祉専門委員会

出産・子育て支援専門委員会

【参考】子ども基本法（抜粋）

- 第十三条 国は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 都道府県及び市町村は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、子ども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。